

令和8年 3月定例

教育委員会会議 議事録

令和8年(2026年)3月9日

吹田市教育委員会

令和8年3月定例教育委員会会議

開催日時	令和8年(2026年)3月9日 15時30分～16時10分
開催場所	さんくす3番館4階 教育委員室
出席委員	教 育 長 大江 慶博 教育長職務代理者 安達 友基子 委 員 福田 知弘 委 員 和田 光代 委 員 谷池 雅子 委 員 杉本 貴志
出席説明員	学 校 教 育 部 長 井田 一雄 地 域 教 育 部 長 二宮 清之 教 育 監 植田 聡 学校教育部次長教育総務室長兼務 乾 裕 学校教育部次長学校教育室長兼務 須藤 涉 教育未来創生室長 薬師川 晃 保健給食室長 堀 みどり 教育センター所長 木谷 美香 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 堀 哲郎 青 少 年 室 長 国本 光弘 学校教育室参事・指導主事 荒木 大輔 教 職 員 課 長 岡田 敦 教育総務室主幹 長尾 和樹 教育総務室主査 遠藤 将博

議 事 日 程

令 和 8 年 3 月 9 日
午 後 3 時 3 0 分 開 会
さんくす3番館4階教育委員室

- | | | | |
|-----|-------|-----|---|
| 第 1 | 報告第 | 5号 | 吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について |
| 第 2 | 議案第 | 7号 | 吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について |
| 第 3 | 議案第 | 8号 | 令和8年度吹田市立学校教職員の永年勤続表彰について |
| 第 4 | 議案第 | 9号 | 吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について |
| 第 5 | 議案第 | 10号 | 吹田市教育委員会事務局職員の処分について |
| 第 6 | 教育長報告 | | |

議事内容

○大江慶博教育長

ただいまから3月定例教育委員会会議を開会いたします。

署名委員に、安達教育長職務代理者を指名いたします。

それでは、本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

○乾裕学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は10席で、現在の傍聴希望者数は2名でございます。

○大江慶博教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可いたします。

傍聴者の入室を許可します。

— 傍聴者着席 —

○大江慶博教育長

次に、本日の日程第1、報告第5号及び日程第3、議案第8号から日程第5、議案第10号については人事案件のため、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会とし、また、議事運営を効率的に行うため、日程第2、議案第7号及び日程第6、教育長報告を先んじて行い、日程第1、報告第5号を日程第3、議案第8号の次に行う議事順序の変更を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

異議なしと認め、日程第1、報告第5号及び日程第3、議案第8号から日程第5号、議案第10号を秘密会とすること及び議事順序の変更を行うことを決定いたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、日程第2、議案第7号「吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○長尾和樹教育総務室主幹

日程第2、議案第7号「吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案書の7ページを御覧ください。

本議案は、市長部局の児童部保育幼稚園室が従前から行っておりました「市立幼稚園の施設の目的外使用に関する事項」、及び都市魅力部文化スポーツ推進室が従前から行っておりました「学校体育施設開放事業に関する事項」について明文化するものです。その他、規定の文言整理を行います。

次に、議案書9ページ及び11ページをお願いいたします。

9ページには改正する規則案を、11ページには吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の現行・改正案対照表をお示ししております。現行・改正案対照表で御説明いたします。

第2条において第13号を第14号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰下げ、第9号に「市立幼稚園の施設の目的外使用に関する事項（他の課等の所管するものを除く。）」を加えるものです。また、第15号に「学校体育施設開放事業に関する事項」を加えるものです。

施行日は、公布の日からでございます。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

す。

○大江慶博教育長

説明が終わりました。この件について御質問、御意見はございますか。

では、この件を承認することに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

異議なしと認め、議案第7号「吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認いたします。

職員入替のため、暫時休憩します。

－ 暫時休憩 － (職員入替)

○大江慶博教育長

会議を再開します。

次に、日程第6、教育長報告「各部からの報告事項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。まずは、学校教育部長から報告をお願いします。

○井田一雄学校教育部長

私からは、市議会2月定例会につきまして、御報告させていただきます。

市議会2月定例会につきましては、現在も会期中ではございますが、本会議での質問並びに予算常任委員会の分科会が終了いたしましたので、本会議での主な質疑等の概要について、御報告申し上げます。

初めに、本会議での主な質疑内容でございますが、1点目は、中学校全員給食につきまして、今回優先交渉権者として選定された企業体の中に、学校給食事業の経験がない事業者が含まれているが、学校給食特有の要件として求められるアレルギー対応等についての市のチェッ

クと、直接確認する仕組み、工程に遅れが生じた際の対応について質問がありました。

これに対しましては、現在、事業者との協議を重ね、要求水準で求めている各項目について適切に対策がとれているか確認している。また、給食作業の工程表の確認、立入検査・モニタリング等を行うなど、安心安全な給食提供になるよう努める。万が一全員給食開始に遅れが生じるような場合には、現在の選択制給食の延長を検討するなど必要な対策を講じる。と答弁しております。

次に2点目は、居場所サポーターについてでございます。

配置校を拡大する居場所サポーターの活用計画と人材確保策。また、府補助金が縮小・廃止された場合でも市独自で事業を継続するのにかつて確認がありました。

これに対しましては、「学力保障を目的に、オンラインを活用し、教室での授業を校内教育支援教室で受けられる取組」など、児童・生徒の自己肯定感を高め、社会的自立につながるような取組を推進する。人材確保に関しては、現時点では円滑に進んでいると認識しているが、今後は関係機関と連携した周知にも努め、「意欲ある最適な人材が常にエントリーできる体制」を維持していく。

また、居場所サポーターによる支援体制の維持・確保については、補助金の有無にかかわらず、支援を継続できるよう予算確保に努める。と答弁しております。

次に3点目は、不登校支援についてでございます。

まず、「あるくの森」における高校進学に向けた学習評価や進路指導について質問があり、これに対しましては、個別の学習状況についての在籍校との共有、本人や保護者に対する進路に係る情報提供など、最終的に在籍校が適切な学習評価及び進路支援を行えるよう、密な連携と情報共有を重視して取り組んでいる。と答弁しております。

また、メタバースの活用は、人と人のアタッ

チメントという大切な視点が欠けているのではないかという指摘に対しましては、現在不登校状態にある児童・生徒が社会へ一歩踏み出すためには、まず安心できる多様な居場所が必要であり、その居場所を児童・生徒本人が選択できることが大切と考える。メタバース空間は、他者とのつながりを構築するための一つの居場所であり、児童・生徒の状況に応じて、対面での支援と相互関連させながら社会的自立への支援として活用していく、と答弁しております。

次に4点目は、山田第五小学校跡の活用について、市全体の資産として広い視野で将来を見据えた戦略的活用の検討が必要との意見がありました。

これに対しましては、山田第五小学校跡は、現在、教育目的に係る施設として利用しつつ、地域活動等でも使用されており、市全体にとって重要な資産であると認識している。まずは、教育課題の解消に資する拠点としての可能性を軸に、吹田市全体にとっての最適な活用と持続可能な運営という視点も踏まえ、地域をはじめ市民の意見聴取についての有効な手法も含めて、引き続き協議、検討を進めていく。と答弁しております。

次に5点目は、学校における人権教育、性に関する指導についてでございます。

これは、市内小学校で行われた「LGBTQ 出前授業」を見学した議員より、アイデンティティが確立していない子供たちに対する悪影響を懸念されたもので、これに対しましては、御指摘の出前授業は講演内容や使用教材の確認を十分に行い、保護者の理解を深めつつ実施することで、適切に行われるものと認識している。

自己のアイデンティティを確立するにあたり、教材の理解が促される文言を発達段階に応じて使用する必要があり、引き続き、児童・生徒の発達段階に考慮し、学校全体での共通理解を図るとともに、保護者の理解を深めつつ実施するよう促していく。と答弁しております。

次に6点目は、学校現場における生成 AI の

活用について、現在の活用状況と、児童・生徒の学習活動における基本的な考え方と今後の施策の方向性について質問がありました。

これに対しましては、教職員においては、保護者向けの案内文書作成や複数教材の比較・検討、会議記録の要約等ができる環境を整えている。

また、児童・生徒の学習活動では、学習用端末で活用できる生成 AI を限定するとともに、生成 AI の特徴や使用時の留意点について学習した上で取り扱うこととしている。今後は、デジタル・シティズンシップの考え方にに基づき、生成 AI を有効かつ安全に活用することができる児童・生徒の育成に努める。と答弁しております。

次に7点目は、通訳派遣から AI 翻訳機の活用への移行に関して、先生と児童生徒とのつなぎ役としての通訳派遣の存在意義について質問がありました。

これに対しましては、AI 翻訳機は児童・生徒同士がコミュニケーションを図るためのツールとして効果があるものと認識している。

対象児童・生徒への人的支援においては、令和8年度から、大阪府から配置されている日本語指導担当教員が増員される見込みとなっており、当該教員がAI翻訳機を活用することで、一人ひとりへの指導・支援をこれまでよりも手厚く行うことができ、配置校や巡回校での多文化共生の取組をより一層充実できるものと考えている。と答弁しております。

最後に8点目は、学校徴収金に関する質問で、「吹田市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の改正において、共同学校事務室の事務私会計である学校徴収金に関する事務を含めたことなど、数点の質問があった後、学校徴収金における滞留額の約3億円について一刻も早く返還すべきとの意見がありました。

これに対しましては、物価高対応子育て応援手当の追加支給など、子育て世代への支援を行っている中、学校徴収金に多額の繰越金を生じることがないように留意する必要がある。

る。全校の決算状況を確認の上、新年度以降において可能な限り繰越額が生じることのないよう指導していく。と答弁しております。

ただいま御報告いたしました質問以外にも、小学校給食費の改定や無償化、部活動の外部委託や拠点校における交通費負担、小中学校の卒業式に関するもの、学校が所管する公用自転車に関するものなど、幅広い項目について質問がありましたが、時間の都合上、詳細な説明は割愛させていただきます。

次に、学校教育部から提案しました案件について御報告させていただきます。

初めに、議案第14号吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更について、並びに議案第15号吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更につきましては、本会議での質問、並びに文教市民常任委員会での審査ともにございませんでした。

本案件につきましては、3月24日の本会議において討論・採決が行われる予定でございます。

次に、議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算のうち学校教育部所管分、並びに議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）のうち学校教育部所管分につきましては、予算常任委員会文教市民分科会に付託され、審査がございました。

委員会での主な質問項目といたしましては、健都イノベーションパークにおける中学校全員給食の実施に関する事、小学校給食費の無償化に関する事、中学校部活動の外部委託に関する事、トイレリニューアル等、学校環境の整備に関する事、居場所サポーターの配置校拡大に関する事、学校徴収金の公費負担に関する事、不登校児童・生徒の支援に関する事、などでございます。

なお、当該予算案に関しましては、3月17日に開催される予算常任委員会での総括質疑、及び討論・採決を経て、3月24日の本会議において討論・採決が行われる予定でございます。

学校教育部長からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大江慶博教育長

報告が終わりました。では、この件について、御質問、御意見がありましたらお願いします。

○安達友基子教育長職務代理者

教えてほしいのですが、AI翻訳機の活用への移行についてのところですが、AI翻訳機を使うことになったという一方で、大阪府からの日本語指導担当教員は増員されるということなので、それは使う場面を分けるという意味なのですか。そこを教えてください。

○荒木大輔学校教育室参事・指導主事

日本語指導教員というのは、府から配置された教員になるんですけども、日本語指導というのは基本的に日本語で日本語を教えるというのが日本語指導になります。通訳派遣というのは、母語を日本語に通訳することになるので、基本的に目的が違うということになります。

○大江慶博教育長

ほかに御質問はございますか。

よろしいですか。

では、ほかに御意見がないようですので、次に、地域教育部長からの報告をお願いします。

○二宮清之地域教育部長

地域教育部から、3点の事項について、報告させていただきます。

まず、1点目、市議会令和8年2月定例会について、初めに本会議における主な質疑内容について、議員から地域教育部に質問されました主な質疑の6つの項目を紹介いたします。

まず、1つ目、留守家庭児童育成室の普通教室活用や今後の展開について、2つ目、青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想の策定とまちづくりや市の財政について、3つ目、

東佐井寺地区公民館の大規模改修や閉鎖期間の対応について、4つ目、吹一地区公民館さんくす分館の廃止後の活用について、5つ目、ヤングケアラーへの対応について、6つ目、地域教育部内の予算編成過程について、質問がありました。

次に、地域教育部からの提出案件について、説明いたします。

提出した議案は2つありまして、まず1つ目、議案第9号は、吹一地区公民館の建替えにより位置を変更し、併せて吹一地区公民館さんくす分館を廃止するもので、本会議や文教市民常任委員会等では、条例改正提案のタイミング、さんくす分館に対する地域等の声や地域教育部での利活用の検討内容について質疑がありました。

2つ目は、議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算及び議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）のうち、地域教育部所管分については、主なものとして、地区公民館の大規模改修、旧西尾家住宅の保存修理・耐震対策第1期工事、市登録有形文化財の補修予算、さんくす図書館多目的室の利用、青少年クリエイティブセンター施設再編の基本構想の策定、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、私立幼稚園・認定こども園での放課後児童健全育成事業について質問がありました。

いずれの議案についても、現在審議中で、今後、文教市民常任委員会・予算常任委員会の審査を基に、3月24日の本会議で討論・採決が行われます。

次に、2点目、第5回吹田市子ども・若者支援地域協議会実務担当者会議について報告いたします。

本市では、子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子供及び若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、吹田市子ども・若者支援地域協議会を設置しています。不登校やひきこもり、発達障がいなど、様々な

課題を抱える39歳までの子供・若者を対象に、教育、福祉、雇用、保健・医療、矯正・更生保護等の関係機関が連携しながら、その専門性を生かし、支援を行っています。

2月19日に開催しました39の構成機関が出席する実務者会議について、報告いたします。

今年度は、支援が途切れやすい高校生の支援について、重点的に検討を重ね、今回の実務者会議では、その振り返りを行いました。

ケース内容は、不登校の高校1年生についてで、発達に課題があり、家族はその特性を理解できず、家庭にも居場所がなく小学校から厳しい状態にあり、現在も不登校が続き、本人は就労も視野に入れている状況といったものです。

グループワークの検討内容ですが、今後、仮に本人が退学した場合の支援については、本人の意向を聞き取り、通信制高校への転校あるいは就労移行支援等につなげるなどの意見がありました。

また、過去に遡った場合、どのような支援ができたのかについては、母親の特定妊婦時に支援につなげる、就学時に支援級につなげる、中学校卒業時にぷらっとる一む吹田（子ども・若者総合相談センター）につなげるなどの意見がありました。

来年度の取組としては、年齢や制度で支援が途切れないう関係機関との連携方法について検討するとともに、保護者への支援、発達に課題のある子供・若者の居場所などについても、この実務者会議で検討していきたいと考えております。

最後に、3点目、第3回吹田市立図書館協議会について報告いたします。

吹田市立図書館協議会は、図書館法第14条に基づき、吹田市立図書館条例第5条により設置されている教育委員会の附属機関です。

図書館の運営に関する事項について館長の諮問に応じるとともに、図書館が行う図書館サービスなどについて館長に意見を述べる役割を担っています。

また、図書館法第7条の3に基づき、図書館

の運営状況について評価を行うことも役割の一つであり、その評価結果に基づき図書館運営の改善を図っています。

2月12日に開催しました今期初めての協議会では、まずは協議会の体制として正副会長を選任した後、令和8年度(2026年度)吹田市立図書館の目標(案)等について意見を伺いました。

主な意見としては、図書館における生成AIの活用について、その在り方を含めて検討すること。外国にルーツを持つ子供を支援するため、保育所等や小・中学校まで幅広く連携し、資料の提供に努めること。レファレンスなどの窓口対応について、子供も利用しやすいようにすることなどが提示されました。

なお、今後については「令和8年度(2026年度)吹田市立図書館の目標(案)」に関し、今回の協議会の意見を踏まえ、必要な修正を行い、指標作成のための令和7年度(2025年度)統計数値を確定した後、5月に公表する予定で考えております。

地域教育部からの報告は、以上となります。

○大江慶博教育長

地域教育部からは、議会の報告と子ども・若者支援地域協議会実務担当者会議、吹田市立図書館協議会の報告、3点ありました。何か御質問、御意見はありますか。

よろしいですか。

特に御意見がないようですので、教育長報告「各部からの報告事項について」を終わります。

ここからは、既に秘密会と決していますので、恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いします。

暫時休憩します。

— 傍聴者、退室 —

— 秘密会 —

○大江慶博教育長

ここで秘密会を解きます。

それでは、これもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、3月定例教育委員会会議を閉会いたします。